

あか 明るい あしたのために

な か が わ し ぶ ら く さ べ つ かい し ょう す い し ん か ん じ ょう れ い し こ う
～「那珂川市部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しました～

さべつ ひと
差別をされる人

さべつ ひと
差別をなくす人



さべつ ひと
差別を傍観する人



さべつ ひと
差別に同調する人



さべつ ひと
差別をあおる人

さべつ ひと
差別をする人

あなたも差別をなくす人になりませんか？

あなたの行動が部落差別をなくします。

「部落差別」って何? 同和問題と何が違うの?

「部落差別」とは、生まれた場所や住んでいる場所などで差別することであり、差別を受ける人を精神的にも経済的にも厳しい状況に追い込む、決して許されない差別であり、深刻な人権侵害です。

「同和問題」とは、部落差別の結果として生じる重大な人権問題のことを言い、その早急な解決は、すべての行政の責務であり、国民の課題です。

部落差別の何がいけないの?



「部落差別」は、何となく分かるけど。
ピンとこない…。

自分のこととして考えたら、分かるかも。こんな仕事をしたい、好きな人と結婚したいと思ったとき、住んでいるところが部落だからという理由で断られたら、あなたはどう思いますか? ひどいことだと思いますか。



せんせい 先生



住んでいる場所で差別されるなんて、絶対に嫌だ。



それが「部落差別」なんだ。
「部落差別」は、差別する側の問題なんです。

じょう ほう ただ ぶ らく さ べつ じょ ちゅう かく だい あく しつ
インターネットの情報は正しいの? 部落差別を助長・拡大する悪質なものもある!



Bさん

インターネットにうちの近所のことが書いてある。そこは部落だから「行かないほうがいい」って。

ちか よ 近寄らないように
しょう。Cさん、そこは行かない方がいいらしいよ。

すこ でも、少しおかしいな。
まえ この前、そこに住んで
とも いる友だちのところ
あそ い に遊びに行ったけど、
おも そうは思わなかった。



そうなの? ちょっと調べてみよう。
「インターネット上で悪質な部落差別事件が起こっています。うその情報を流して、そこに住んでいる人を差別しようとあおっています。決して鵜呑みにしないように、気をつけてください。」と書いてあるよ。

せん せい 先生、インターネットの情報はなぜ
う の 鵜呑みにしてはいけないんですか?



な か が わ し ぶ らく さ べつ かい し ょう し み ん り か イ ふ か
那珂川市では、部落差別の解消について、市民のみなさんの理解を深め
るよう努め、部落差別のないまちづくりをめざします。
れい わ ねん がつ な か が わ し ぶ らく さ べつ かい し ょう すい し ん か ん じ ょう れい し こ う
令和3年3月に「那珂川市部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。

第3条「市の責務」

第6条「教育及び啓発」について



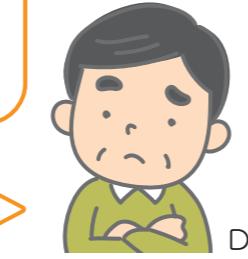
いまどき部落差別とかないだろ。



たしかに、最近、部落差別なんて聞かんね。



ちょっと待ってください。
今でも部落差別はありますよ!
知らないだけで、最近では、インターネット
を使った部落差別も起こっています。



なんで部落差別なんかするんやろうか。



部落差別を正しく知らないからですよ。インターネットの誤った
情報や悪質な噂を信じて、人を差別するんです。だから、
部落差別を正しく知るということが大事なんです。市では、
市民の皆さんに正しく知りたいために、様々な教育・
啓発を行っています。部落差別をなくすことは、市の責務です。

[市の取組]

5月	えこじどうかんこ 恵子児童館子どもまつり	場所: 恵子児童館
	人権を大切にする子どもを育てるために、子どもの健全育成を支援する団体とともに、人権問題について子どもたちと楽しく学び交流します。	

7月	どうわもんたいけいはつきょうちょうげっかん 同和問題啓発強調月間	どうわもんだいこうえんかい 同和問題講演会	場所: ミリカローデン那珂川
	同和問題講演会は、同和問題強調月間の取組の一環として、住民の皆様を対象に行っています。多彩な講師をお呼びして同和問題について学びます。		

12月	じんけんしゅうかん 人権週間	じんけん 人権フェスタなかがわ	場所: ミリカローデン那珂川
	人権フェスタでは、人権劇やコンサート、人権作品の展示、バザーなどをとおして、多くの市民のみなさんの人権を守り育む活動の発表の場となっています。		

第4条「市民の役割」について

正しく知ること



自分の人権意識を高めることは大切だから
研修会に参加してみようと思ひます。
ところで、条例にある「市民の役割」って何ですか？

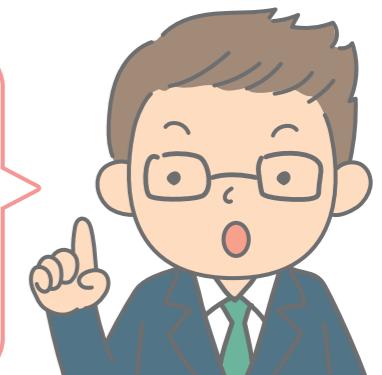


そうですね。ひとつは部落差別について正しく知
るということです。正しく知ることは、差別しない
第一歩です。差別を見抜き、許さない力の源にな
ります。
ぜひ、家族や友人を誘って研修会に参加してみて
ください。

差別を見過ごすこと



インターネットに、「ここは部落です。敬遠され
る地域です。」と紹介している動画を見つけま
した。研修会で学んだので、間違ひだつてわ
かったのですが…。



誤った情報を鵜呑みにしないことはもちろん大切
ですが、加えて、その情報が拡散されることを防ぐ
ことも必要です。動画サイトの規約に沿って、動画
を「通報(削除依頼)」することができます。法務局
などの公的機関に相談しましょう。

第4条「事業者の役割」について

不動産取引において



家を建てるために土地の購入を検討しています。差別を受けたくないで、同和地区かどうか教えてもらえないですか。

そのようなご質問は差別につながるため、お答えしておりません。部落差別が不当な不動産取引を助長し、その結果多くの人たちを傷つけ苦しめています。誤った情報や先入観で差別することがないように、部落差別を正しく理解することが大切だと思います。



Hさん

採用試験(打ち合わせ)において



受験者の事を詳しく知るために、出身地(本籍)や家族の勤め先や収入などについても尋ねようと思うんだけど、どうかな?



Jさん

受験者の適性や能力を中心とした選考を行う必要があり、本人の責任のない事柄で判断してはいけません。

第5条「相談体制の充実」について

那珂川市では、様々なことについて相談できる窓口を設けています。

近所の人が「あそこは部落だから遊びに行ってはいけない」と言っていた。これは差別にあたらないのかな。



Aさん



それは、差別だね。もし、差別かどうかわからないときや実際に差別を受けたり、差別しているのを見かけたときにどうしたらいいか迷ったときは、専門家に聞いてみるといいね。



Jさん

人権に関する相談窓口

人権問題・人権全般に関すること

- 那珂川市人権政策課 092-953-2211
- 那珂川市人権センター 人権・生活・困りごと相談室 092-952-9375
- ふくおか人権ホットライン 092-724-2644
- 福岡法務局筑紫支局 092-922-2881

同和問題に関すること

- 那珂川市人権政策課 092-953-2211
- 那珂川市教育委員会社会教育課 092-952-2092



指導員

実際に差別で苦しんでいる人だけでなく、疑問や不安があるときも、気軽に相談してくださいね!みんなで正しい知識を持って啓発しましょう!



Jさん

那珂川市部落差別の解消の推進に関する条例

(令和3年3月3日条例第7号)

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない那珂川市を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する市民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない那珂川市を実現することを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、国及び県との連携を図りつつ、市の実情に応じた施策を講ずる責務を有する。

(市民及び事業者の役割)

第4条 市民及び事業者は、部落差別の解消を自らの役割として、部落差別をなくすための施策に協力し、自らも部落差別をすることなく、部落差別を温存又は助長せず、社会のあらゆる分野において部落差別の解消に努めるものとする。

(相談体制の充実)

第5条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、市の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発)

第6条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、市の実情に応じ、部落差別を解消するため、国、県、市民及び各種団体等と連携協力し、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第7条 市は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、国及び県が行う調査に協力するとともに、必要に応じ、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。